

令和4年度愛媛地方最低賃金審議会第1回小委員会 議事録

日時

令和4年7月25日(月)13:30~14:35

場所

愛媛労働局会議室

(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎6階)

出席者

公益代表委員

宮谷委員長代理、森本委員

労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹本委員

使用者代表委員

小野委員、小池委員、八塚委員

事務局

岡本労働基準部長、山内賃金室長、江原賃金指導官、河端賃金係長

議題

- 1 開 会
- 2 委員長及び委員長代理の選任について
- 3 会議の公開について
- 4 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 その他
- 6 閉 会

議事

賃金室長

ただいまから、第1回小委員会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、第1回目の小委員会となりますので、委員長、委員長代理が選任されるまでの間は、事務局で議事を進行いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は公益代表井上委員が御欠席ですが、8名の委員の皆様に出席いただいておりますので、愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第5条第1項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日の会議は、公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

まず、配付資料ですが、第1回小委員会資料と、別冊資料としまして特定最低賃金改正関係資料の2種類を配付させていただいております。いずれの資料もページ下の中央部分に通し番号を付けさせていただいておりますので、説明時にはこのページ数をお示しして説明をさせていただきたいと思っております。

なお、別冊資料につきましては、申出人を構成する労働組合の協定内容など個別企業や労働組合の情報が含まれておりますので、委員の皆様限りの非公開資料とさせていただいておりますのでよろしくようお願いいたします。

それと、机置き資料としまして、「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシを置いておりますので御確認ください。

それでは、議事項番2「委員長及び委員長代理の選任について」に入ります。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第3条第2項により、「委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行い選任する。」となっております。

公益委員の皆様で、既に御協議いただいていると伺っておりますので、協議結果の発表をお願いいたします。

○宮谷委員

公益委員の間で協議いたしました結果、委員長に井上委員、委員長代理に私、宮谷ということになりました。

○賃金室長

ありがとうございます。ただいま、協議の結果、委員長は井上委員、委員長代理は宮谷委員と決定いたしましたのでよろしくお願いいたします。

○賃金室長

それでは、本日は井上委員が欠席されておりますので、以降の進行を宮谷委員長代理をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○宮谷委員長代理

委員長代理を務めさせていただきます、宮谷です。愛媛では、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する小委員会での審議は初めてのこととなり、各委員の皆様には、それぞれの立場から非常に難しい御判断をいただかなければならないこともあるかと思います。円滑に審議が進められますよう、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。議事項番 3「会議の公開について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第 9 条では、「会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」には、委員長は会議を非公開とすることができると規定しており、愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領第 3 条にも同様の規定がございます。

愛媛では、専門部会における金額審議においては、全面公開となると率直な意見の交換がしづらくなるなど、審議に支障が生じるという理由から、具体的な金額審議を行う場合は公開しないとしておりました。

小委員会につきましては、具体的に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議を行う場合が、公開すべきかどうか焦点になると思いますので、御審議よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○宮谷委員長代理

会議の公開に関しましては、6 月 30 日第 1 回本審におきまして、事務局から紹介のありました、全労連四国地区協議会からの、「審議会の運営規定を順守し、非公開とする理由に対し、公開に向けた具体的な対策を検討するとともに、現時点での対策案をお聞かせください。」という要請と、JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会からの、「中央、地方の最低賃金審議会開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく、専門部会にまで拡充すること。」という要請がなされており、この対応についても、本小委員会で検討することとなります。

小委員会の会議の公開、特に「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」を行う場合について、委員の皆様、何か御意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

○宮谷委員長代理

公益委員として私から意見を申し上げますと、先ほど申し上げました各労働者団体の要請にもありましたように、審議会は原則公開であることは、愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱にも記載があり、これを前提として小委員会も運営していくべきなのですが、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無を審議するためには、「個別の事業所の

賃金体系」、「労使協定や労使確認書の内容」、「労働契約の内容」など個々の企業や労働者に係る具体的な数値や実情といった情報を提示しながらの審議となり、「これは企業経営上の重要情報だから出せません。」ということでは、核心を突いた意見を出すことが難しく、円滑な小委員会の運営の妨げにもなります。

よって、小委員会において行う、具体的な「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」については、非公開としたほうがよいのではないかと思います。

委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

○宮谷委員長代理

それでは、「愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱第9条」及び「愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領」第3条第3号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当すると判断されますので、小委員会の会議での「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」については非公開とすることといたします。

本日の小委員会は公開しておりますが、具体的な「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議」になった段階で傍聴者の方には退席をお願いすることになります。

また、次回以降の小委員会は具体的な改正決定の必要性審議の場となりますので、非公開といたします。

それでは議事を進めます。

続きまして、議事項番4「愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について入ります。事務局から、最初に、特定最低賃金改正の申出書の審査結果と、特定最低賃金の改正手続きの概要等について説明をお願いします。

○賃金室長

机置きとさせていただきます「愛媛県で適用する最低賃金一覧」のチラシをご覧ください。

愛媛県の特定最低賃金については、現在5業種あり、適用される産業分類、適用除外年齢及び業務、発効年月日、最低賃金額が決められております。

今回、これらの5業種全ての特定最低賃金につきまして、改正を求める申出書の提出があり、事務局で形式審査を行いました。その結果、全て要件を満たしてしていただいたので、正式に受理をしたところでございます。

それでは、今期からはじめてご就任いただいた委員の方もおられますので、特定最低賃金額改正手続きの概要からご説明いたします。

資料5 ページの資料 2-2をご覧ください。

こちらに、最低賃金法第 15 条を記載していますが、特定最低賃金の改正や廃止決定を行う際の根拠条文となります。具体的には、ローマ数字 の決定等の要件をご覧いただきたいと思いますが、特定最低賃金の改正又は廃止を決定するためには、 から の要件をすべて充たす必要があります。

そして、ただいまは、 の要件のうち、最低賃金法第 15 条第 1 項に基づく申出が労働側からなされたところでございます。

今後は、本小委員会において改正決定の必要性の有無について審議調査いただき、必要性有りとの結論となった場合には、ここからは地域別最低賃金と同様の要件となりますが、 、 の要件を充たす流れで進めていくこととなります。

資料の 6 ページをご覧ください。こちらは、先ほどの最低賃金法第 15 条の要件を満たすための、調査審議等の流れを図示したものでございます。

その次の 7 ページをご覧ください。こちらのフローチャートは、先ほどの調査審議の流れをより具体的に、フローチャートに表したものとなっております。

このフローチャートでは、現在、上から 3 つ目の四角で囲んでいる第 2 回から第〇回地方最低賃金審議会というところになりますが、本日含め 3 回の小委員会で必要性についての審議をいただき、第 4 回本審にて、前後いたしますが、必要性について調査諮問をさせていただき、小委員会の結論を報告、追認して、必要性有りの答申をいただいた業種について、さらに金額改定についての調査諮問をさせていただくこととなります。

その後、特定最低賃金の専門部会を設置して、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただき、その結果を答申としていただくという流れとなっております。

そして、異議の申出があった場合には、いわゆる異議審を開催し、最終の答申を出していただき、この答申を踏まえ労働局長が改定金額を決定するということとなります。

時間の都合で概要のみとさせていただきましたが、以上が、特定最低賃金の金額改定の大まかな流れということでございます。

それでは、次に、特定最低賃金の金額改定決定までの大まかな流れのスタートとなります特定最低賃金の改正または廃止の申出要件について説明をさせていただきます。

冒頭に、5 業種の申出書を審査し正式に受理をしたと申し上げましたが、この書式審査上のポイントを中心に、ご説明いたしたいと思っております。

資料 9 ページの資料 2-3 をご覧ください。これは、昭和 61 年 2 月 14 日付けの中央最低賃金審議会答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」の別添「新産業別最低賃金の運用方針」の申出の要件等の部分の抜粋でございます。昭和 61 年当時は、産業別最低賃金、新産業別最低賃金と呼ばれておりましたので、特定最低賃金ではなく、このような表記になっています。

資料 9 ページの中ほどに、1(1)口に特定最低賃金改正の申出の要件として、(イ)、(ロ)の 2 つのケースが記載されています。一つは、(イ)のいわゆる労働協約ケースで、もう一つは(ロ)の公正競争ケースというものです。

いずれも、重要部分に赤線を引いてありますので、後程ご確認いただければと思いますが、いずれも申出の要件として、同業種の適用を受ける基幹的労働者の「概ね3分の1」という定量的要件が課されています。ただ、異なるのは、労働協約ケースは、賃金の最低額に関する定めを含む労働組合法に基づく労働協約が適用される者の数であるのに対して、公正競争ケースの合意は、労働協約がない場合でも、労働組合のない企業の労働者代表との労使協定、機関決定、署名等の個別合意等でも「概ね3分の1」を超えていれば構わないということになります。また、「概ね3分の1」というのは具体的には30%以上であれば了解とさせていただきます。

なお、労働協約ケースにおいては、最も低い労働協約の金額が、改定する当該特定最低賃金額の上限となることに御留意ください。

また、資料10ページの資料2-4には、公正競争ケースの運用面の問題点、その制度の概念、考え方についてお示しさせていただいております。平成4年5月15日の中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告として取りまとめられておりますので参考にして下さい。

次に、資料3ページに戻り資料2-1の「特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表」をご覧ください。こちらは、今年度の特定最低賃金改正申出書の形式を審査して一覧表にまとめたものです。今年度も前年度と同じく5つの産業から愛媛労働局長あて提出があり、審査の要点としては、の数値になるのですが、30%以上となっているということで、要件を満たしているということになり、5業種とも改正の申出書を正式に受理させていただいたところです。

なお、の欄に申出のケースとして、公正競争か労働協約かを記載しております。

また、別冊資料は、5業種の申出書書類一式の写しを綴ったもので、これらの書類から先ほどの資料2-1を作成しております。別冊資料の中身については、説明を省略させていただきますので、後程、ご確認いただければと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

○宮谷委員長代理

それでは、ただいまから、具体的な愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議に入ります。

傍聴人の皆様には、ここで御退席いただきますようよろしくお願いいたします。

(傍聴人退席)

(以下非公開)